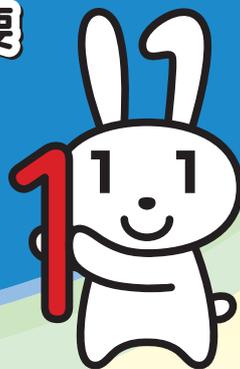


マイナンバー制度 が始まります



給与所得者の方については、法令に規定された範囲で、事業主や行政機関に提出される関係書類に「個人番号(マイナンバー)」を記載することが必要となります。

個人番号(マイナンバー)の概要

個人番号(マイナンバー)は、12桁の番号で、住民票を有する方(住民票がある外国人を含みます。)に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。

※ 通知は、10月から順次発送が開始されますので、必ず10月中に届くということではありません。

個人番号カードを受け取る手続きは、次のとおりです。

個人番号(マイナンバー)の通知から個人番号カードを受け取るまで

2015年
10月～

「通知開始」
(封筒の中身を確認)

個人番号(マイナンバー)は、簡易書留で送付されます。

- ①通知カード
- 個人番号カードの申請書と返信用封筒
- 説明書



～
(申請)

②個人番号カードを郵送またはオンラインで申請します。

- 郵送で申請する場合は、申請書と顔写真
 - オンライン申請の場合は、顔写真の画像を添付し所定のフォームに入力
- ※ その他の方法も検討中です

2016年

1月～
(受け取る)



②個人番号カードは市区町村の窓口で受け取れます。

受け取るためには、次のものがが必要です。

- 郵送された①通知カード
- 「交付通知書」(申請後郵送受領)
- 運転免許証など本人確認書類

※ 受領時には、オンラインでの本人確認等に使用する「パスワード」の設定が必要です

①通知カード(イメージ)

表面

裏面



①「通知カード」とは、個人番号を通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されます。

②個人番号カードは、「申請」が必要です。必要事項は、同封されている説明書類をご覧ください。

②個人番号カード(イメージ)

表面

裏面



②「個人番号カード」とは、本人が市区町村に交付を申請し、①「通知カード」と引換えに交付を受けるカードです。

「個人番号カード」には、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人写真が表示され、身分証明としても使用できます。

- ※ ICチップに記録されている電子証明書をを用いて、e-Taxなどの電子申請を行えます。なお、ICチップは、税や年金情報などプライバシー性の高い情報は記録されません。
- ※ 「住基カード」は、有効期限まで利用できますが、「個人番号カード」との重複所持はできません。

マイナンバーは、生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

マイナンバーは様々な場面で利用します。

【利用場面の例示】 ※ 利用場面の詳細は、内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページをご覧ください。



プライバシー保護等の観点から、個人番号（マイナンバー）は、社会保障、税、災害対策の3つの分野のうち、限られた手続きでしか利用できませんので、ご注意ください。

※給与所得者の方は、勤務先や行政機関等へマイナンバーの提供が必要となります。

マイナンバーを提供する場合、提供を受ける勤務先や行政機関などは、他人のなりすまし等を防止する観点から、厳格な「**本人確認**」を行うこととされていますので、下記の書類を準備していただく必要があります。

本人確認を行う場合に必要となる書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※
※ 写真表示のない身分証明書等による身元（実存）確認の場合には、2種類の書類が必要となります。
（国税分野における本人確認措置についての詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。）

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）**0570-20-0178**
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～22時（年末年始を除く。）
土日祝日9時30分～17時30分

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新してまいりますので、お知らせコーナーをご覧ください。

